

(11) 青島保税港区

項目	詳細
訪問日時	平成 23 年 11 月 3 日(木)15:15～15:45
概 要	<p>青島保税港区管理委員会会議室にて会談</p> <p>●王 一峰総経済師挨拶要旨</p> <ul style="list-style-type: none">・青島保税港区は、陸海空の立体的交通ネットワークが発達したエリアに立地している（青島国際空港、青島海湾大橋、胶州湾海底トンネル）。・青島保税港区は、2008 年 9 月 7 日に中国国務院による「青島前湾保税港区の設立同意書」の許可によって正式に設立した。・中国では初めて保税区、保税物流園区と隣接の港（新港）の整合により格上げした保税港区「青島モデル」として設立した。・計画面積は 9.72 平方キロメートルで埠頭作業区、物流備蓄加工区、港湾付属サービス地区の 3 地区に分けられる。・2009 年 9 月、一期工事 3.42 平方キロメートルが国家検査を経て、税関内取引が行われる中国 7 番目の保税港区として成立した。・保税港区内の立地企業に対するメリットは大きく分けて「保税、免税、許可書免除」の 3 つに大別される（外国から税関特別管理区域に運び入れる貨物に対し、税関が行う国際通用の税関制度）。 <p>(保税)</p> <ul style="list-style-type: none">・外国から保税港区に入る貨物に対し、輸入関税と輸入環節付加価値税（輸入段階で課される増殖税）を一時免除或いは徴収猶予する。 <p>例：外国から保税港区に入る貨物が、保税港区の中で貯蔵、加工、組立を行う場合、貨物に保税（国内に入る際に課税する）を実施する。</p> <p>(免税)</p> <ul style="list-style-type: none">・外国から保税港区に入る貨物に対し、輸入関税と輸入環節付加価値税を免除する。 <p>例：保税港区の企業の生産に必要な機械、設備、模型及び整備用部品に免税を実施する。</p> <p>(許可書免除)</p> <ul style="list-style-type: none">・輸出入許可書を免除する。保税港区と外国の間の貨物出入りについて、輸出入割当額及び許可証明書管理を実行しない。 <p>例：ウズベキスタンからの綿輸入についての説明有り。</p> <ul style="list-style-type: none">・保税港区内への日系企業進出状況として、パナソニック、佐川急便、伊藤忠商事、丸紅など多数の日系企業が進出している。

(その他)

- 青島保税港区日本事務所を新潟に設置したい意向があり、事務所の適地を探しているとのこと（設置時期、場所は未定）。
- 日本企業の誘致、日本企業との交流を希望している。
- 平成 23 年 12 月に、保税港区内に「輸入品サンプルセンター」を設立し、サプライヤーが実際の商品を見て取引を希望した場合、直接取引を行う仕組みを構築する。
- 青島保税港区は誘致だけでなく、外国製品を安く中国国内に供給することを使命としている。